

(公 印 省 略)

令和5年5月2日

保護者の皆様へ

こども保育課 課長 斎藤 一美

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

このたび、令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染法上の分類が5類に引き下げられます。このことに伴い、保育所等における取扱いを以下のとおりといたします。

1 登園自粛について

令和5年5月8日以降は、原則、新型コロナウイルスの感染拡大を理由とした保育所等の登園自粛の要請は行いません。ただし、保育士等の職員に感染が広がり、保育体制が整わない場合については、登園自粛等のお願いをすることがあります。

2 お子さんの登園に関することについて

事 項	令和5年5月8日以降の取扱い
お子さんに発熱や呼吸器症状がある場合	以下のような場合には登園をお控えください。 ① 朝から 37.5℃を超えた発熱があることに加えて、元気がなく機嫌が悪い、食欲がなく全身状態が不良である場合 ② ゼイゼイ音、ヒューヒュー音や呼吸困難がある、少し動いただけで咳が出るなどの症状がみられる場合
お子さんが感染者となった場合	発症日を0日目として5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは、登園をしないでください。
同居の家族が感染者となった場合	お子さんの感染が確認されていない段階では、直ちに登園を控える必要はありません。ご家庭の状況（感染者の看護のため、保護者が在家庭である場合など）に応じ、ご家庭ごとに判断してください。

5類感染症への引き下げ後は、感染が落ち着いている平時においては、換気や手洗いといった日常的な対応を基本とし、地域や保育所等において感染が拡大している場合などには、時々の感染状況に応じた対策を講じることとなります。保護者の皆様には、引き続きご家庭内における基本的な感染防止対策のご協力をお願いいたします。

【問い合わせ先】

福祉こども部こども保育課

電話：0270-27-2751（直通）